

第2回岩手県自動車小売業最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和7年11月6日 午後3時00分~午後5時00分

主な審議事項 公開・**非公開**

- 1 関係労使参考人からの意見聴取について
- 2 金額審議
- 3 その他

出席状況	公益	3 / 3
	労側	2 / 3
	使側	3 / 3

審議要旨

- 1 関係労使参考人からの意見聴取について

関係労働者参考人及び関係使用者参考人から提出された「参考人意見書」について、事務局から読み上げられた。

- 2 金額審議

【労働者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】

岩手県で自動車は生活必需品であり、自動車産業は重要である。物価高、人材不足に対応できる引上げが必要である。自動車小売では、特に整備士の人材不足が深刻であり、賃金が低く、作業がきついとなれば新たな人材確保ができないほか、退職者が増え人材不足に拍車がかかる。人材不足解消及び自動車産業の優位性を担保するため、一定の引上げが必要であることを理解いただきたい。

標準生計費の水準に到達するには時給1,154円必要だが、労使協定を結んでいる労働組合単組の中で最も低い時給額は1,111円であるため、107円引上げ1,111円を提示。

【使用者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】

岩手県の自動車小売業は販売台数の推移から非常に厳しい状況が続いている。新車販売はここ数年の長納期に加え、一部メーカーでは受注が停止されているものもある。県内の新車登録台数は半導体供給不足前の2019年比で72.6%、2018年比で74.4%と大きく落ち込んでおり、平成3年のピーク時と昨年度を比較すると半減以下に減少している。

申出の労働者数は31.67%を占めるが事業所数では2%で、申出にない98%の事業所の平均労働者数は約6人であり、そのような中小企業・小規模事業所の賃金水準、申出企業の中にも岩手県最低賃金1,031円を下回っている企業もあるので、金額審議をするに当たっては十分配慮する必要があり、28円引上げ1,032円を提示。

【審議経過】

労使の主張に対する審議が進められ、労使双方から2回目の金額提示が行われたが、双方の提示額に開きがあり、次回専門部会に向けてそれぞれ検討することとなった。

- 3 その他

特になし。

次回開催日

会議名 令和7年度第3回岩手県自動車小売業最低賃金専門部会
日 時 11月13日 午前9時30分
場 所 盛岡第2合同庁舎3階共用会議室